

別表

事業名	事業タイプ	事業内容	事業実施主体	交付対象経費	取組主体	交付率 (交付上限)	重要な変更	
							経費の配分の変更	事業の内容の変更
オーダーメイド型多様な農業人材支援事業	新農業人、中小規模・家族経営体等活躍支援事業	新たな園芸品目等の取組や新技術導入等に係る機械・施設等の導入・改修等に取り組む新農業人（就農から3年経過していない農業者〔地域おこし協力隊の農業経験者含む〕）や中小規模・家族経営体に対し、その経費を事業実施主体が補助する事業	市町村	市町村長の認定を受けた事業実施計画を実施するために必要な機械・施設等の導入・改修等に要する経費（※1）	地域農業の維持・発展の観点で、市町村が当該地域の担い手と見込む新農業人又は中小規模・家族経営体等（※2）	1/3以内（※3） 交付上限：2,000千円 1,000円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額とする。	1 事業費の30%を超える減少 2 県交付金の増額を伴う事業費の増加	1 事業実施主体の変更 2 事業の新設又は廃止 3 構造又は能力等の変更（事業量の20%を超える増減）
	借上家賃支援事業	認定農業者等が障がい者、技能実習生、特定技能外国人等を就労させていく上で必要な住宅等を整備する事業	認定農業者、認定新規就業者、集落営農、人・農地プランに位置づけられた地域の中心となる経営体、農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けた者等	知事の認定を受けた事業実施計画を実施するために必要な住宅等の整備に要する経費	事業実施主体と同じ	1/3以内 交付上限：200千円（※4） 1,000円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額とする。		
	雇用創出環境整備支援事業	認定農業者等が、地域農業の新たな担い手として、障がい者、技能実習生、特定技能外国人等を就労させるための環境整備に必要な機械・施設の整備、雇用者向け寮の改修等を行う事業	認定農業者等が、地域農業の新たな担い手として、障がい者、技能実習生、特定技能外国人等を就労させるための環境整備に必要な機械・施設の整備、雇用者向け寮の改修等を行う事業	知事の認定を受けた事業実施計画を実施するために必要な機械・施設等の整備等に要する経費（※1）		1/3以内 交付上限：1,000千円 1,000円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額とする。		

※1 中古の機械及び施設等については、取得時点で耐用年数が3年以上であること

※2 認定農業者、認定新規農業者、基本構想水準到達者、集落営農経営のいずれにも該当しないこと

※3 市町村等他の補助額等が、総事業費から県交付額を除いた自己負担額を超えた場合、その超過分を県交付額から除外

※4 対象となる家賃は最大12か月分が上限